資料１

復旧に関する現状と今後の進め方について

［上水道］（7 月 17 日現在）

○復旧状況

津波等の被災地区を除き，通水が完了

・震災前の給水戸数 25,809 戸（平成 22 年 3 月）

・通水した戸数　　19,631 戸（平成 23 年 6 月 22 日）

・復旧率　　76%（残りは被災地域）

○今後の取り組み

当面，住家・事業所等の要望により対応

［都市ガス］（7 月 17 日現在）

○復旧状況

津波等の被災地区を除き，概ね復旧

・震災前の開栓件数　2,706 件

・開栓件数　　1,349 件（平成 23 年 6 月 30 日）

・開栓率　　49.9%

○今後の取り組み

①開栓希望者へは要望により対応検討

②今後のガス事業のあり方について検討

［下水道］（7 月 17 日現在）

○被災状況

汚水処理施設：気仙沼地区・本吉津谷街地区・唐桑大沢地区・大島長崎地区とも，処理機能が完全に停止

雨水排水施設：鹿折・内の脇・川口・松岩のポンプ場の処理機能が完全に停止

○復旧状況

気仙沼地区は，１０箇所のマンホール内に固形塩素を設置し滅菌処理後に放流中

本吉津谷街地区，唐桑大沢地区，大島長崎地区の３箇所は，沈殿・塩素滅菌処理後放流中

○今後の取り組み

①雨水を排水する鹿折，内の脇，川口，松岩ポンプ場に９月末までに仮排水施設の設置・稼働

②仮処理施設を気仙沼地区の３箇所（港町，内の脇，中みなと町）に，１０月末までに分散配置・稼働

ただし，この３箇所での処理対象区域は限定的であり，今後，処理区域を拡大予定

③水産加工場等の排水について，以下の方法による処理を依頼

・仮設汚水処理施設に自然流下またはポンプ送水する場合，排水量が 20 ㎥/日以上の事業所は下水道法に基づく除害施設を設置し，BOD（生物化学的酸素要求量），SS（浮遊物質量）がそれぞれ 300 ㎎/L 以下とすること

また，排水量が 20 ㎥/日未満の事業所は沈殿槽等を設置すること

・仮設汚水処理施設設置前及び河川・海域に排水する場合，排水量が 10 ㎥/日以上の事業所は水質汚濁防止法に基づく汚水処理施設を設置し，BOD120 ㎎/L，SS150 ㎎/L 以下とすること

排水量が 10 ㎥/日未満の事業所は沈殿槽等を設置すること

④今後の下水道の在り方について，市の復興計画，都市計画等における水産加工場の配置計画や道路計画に基づき，終末処理場や管渠施設の復旧計画を作成していく。住居地域における下水道整備については，必要な地区での整備を推進し，併せて下水道全体計画の見直しの実施

それまでの間，仮設施設の処理対象区域の拡大及び水質改善を実施

［ガレキ撤去］（7 月 17 日現在）

○処理状況

市内土木・建築業者８２社による気仙沼災害廃棄物処理協議会に委託し，１９ブロックに分けガレキ処理中

早いブロックでは既に終了し，遅いブロックでも１２月までに終了予定

・進捗率：４４％（環境省発表）

○今後の取り組み

①ブロック間の調整を図り，ガレキ処理をスピードアップし，年内の早い段階での処理完了を目指す

②二次仮置場については，県において３年以内に処理することを目標に，現在，候補地の地元と調整中

③７月１５日から家屋の解体を開始

［ハエ等対策］（7 月 17 日現在）

○処理状況

①（社）日本ペストコントロール協会等の協力等により継続的に駆除

②気仙沼復興協会への委託による害虫駆除

③市衛生組合連合会による地区ごとの害虫駆除へ薬剤提供

○今後の取り組み

上記を継続しながら，効果的な発生源対策を実施

［市道等］（7 月 17 日現在）

○現状と進捗状況

	災害件数（概数）	被害調査済件数	備　考
気仙沼	300	20	浸水区域内未調査
唐桑	100	17	同上
本吉	200	137	河川未調査
橋梁	20	12	
合計	620	186	

○今後の取り組み

津波浸水区域外は国の査定終了後，１０月から順次復旧工事を実施

津波浸水区域内は，盛土により砂利道となっている幹線市道の南町２路線，市場周辺６路線，鹿折３路線について，７月中旬から簡易舗装を実施

なお，本復旧については，かさ上げの関係もあり，国の復旧方針が示された後実施予定

また，冠水する県道気仙沼港線（エースポートバス停付近）の簡易舗装は県が実施

［都市計画］（7 月 17 日現在）

○現状

宮城県では，震災により浸水した都市計画区域内の一部地域について，地域内の無秩序な建築を防ぎ，まちの復興を計画的に進めるため，都市計画を策定するまでの間，法律の規定に基づき，平成２３年９月１１日まで建築制限を実施（更に２ヶ月延長となる場合があり）

なお，現在建築制限をしている区域において，地盤沈下に伴う浸水状況や地盤の高さ等を詳細に調査し，かさ上げを含む面的な整備を実施予定

なお，結果的に面的整備を行わない区域については，建築制限を早期に解除する予定

○今後の取り組み

上記の制限期間内に，土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面整備を実施する必要がある区域について，市が「被災市街地復興推進地域」として決定し，災害発生の日から最長２年以内に，関係者の皆さんと意見調整を行い，今後示される予定の国の土地利用の方針を踏まえ，土地区画整理や市街地再開発等の具体的な事業内容を決定し事業を推進

［三陸縦貫自動車道］（7 月 17 日現在）

三陸縦貫自動車道のうち，未事業区間となっている歌津～津谷，高谷～只越，舘～陸前高田の概略ルートが先般公表

このうち高谷～只越では，本市が支持している海側のルートが提示され，インターチェンジの位置については産業や市民の交通の利便性に配慮し，決定するよう要請中

ルート及びインターチェンジについては７月中には案が示され，８月中にも決定する予定

国土交通大臣は１０年以内に整備するとしており，本市としても，引き続き，沿岸市町や関係団体と一体となり，整備促進に向けた活動を積極的に展開

［気仙沼大島架橋］（7 月 17 日現在）

宮城県は平成３０年度完成の目標を堅持し，今年度事業として，道路新設区間の測量・調査（地質・用地）が予定

なお，接続する県道大島浪板線については，防災を考慮した見直し案を７月中旬から地元に説明中

［住宅対策］（7 月 17 日現在）

今後の住宅のあり方について，現在，市と国土交通省において「今後の住まいのあり方に関するアンケート調査」を実施中

アンケートの結果を踏まえ，災害公営住宅の建設や防災高台移転の計画について，市の復興計画に盛り込み推進

なお，大規模な事業となることから，財源面について制度改善を図るよう国と継続的に協議

［漁港・岸壁］（7 月 17 日現在）

特定第３種漁港（１港）内の魚市場については，市の荷さばき場のかさ上げ工事に合わせ，県が桟橋のかさ上げ工事を行うなど応急復旧を実施

第２種漁港（６港）及び建設海岸等については県が，第１種漁港（３１港）については市が，背後の土地の保護，取付道路及び係船環境の確保のための応急復旧等を実施中

本復旧について，市管理の第１種漁港は，１０月からの国の災害査定で防波堤等漁港施設のかさ上げの高さ等が決定され次第着手予定。また，特定第３種漁港及び第２種漁港は県が実施

なお，特定第３種漁港及び第２種漁港並びに漁場のガレキについては県が，第１種漁港については市が，役割分担して撤去作業を実施中